

令和 7 年度ひたちなか市省エネ家電導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るとともに、電力、ガスその他のエネルギーの価格の高騰による影響を受けている市民の生活を支援するため、電気冷蔵庫又はエアコンディショナーを廃棄する代わりに省エネ家電を購入する事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成 6 年規則第 4 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「省エネ家電」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格 C 9 9 0 1 に基づく省エネルギーラベルに記載されている目標年度が 2 0 2 1 年度のものうち、省エネルギー基準達成率が 1 0 0 パーセント以上の電気冷蔵庫
- (2) 日本産業規格 C 9 9 0 1 に基づく省エネルギーラベルに記載されている目標年度が 2 0 2 7 年度のものうち、省エネルギー基準達成率が 1 0 0 パーセント以上のエアコンディショナー

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者であって、その属する世帯の全ての世帯員に市税の未納がないものとする。

(補助事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者自らが居住する住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅部分に限る。以下「住宅」という。）において使用している電気冷蔵庫又はエアコンディショナーを廃棄する代わりに省エネ家電を購入し、当該住宅にこれを設置する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 廃棄する電気冷蔵庫又はエアコンディショナーは、特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号）に基づき適正に処分すること。
- (2) 購入する省エネ家電は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 1 台の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が 7 万円以上であること。

イ 未使用品であること。

ウ 市内に所在する店舗から購入すること。

エ 国若しくは他の地方公共団体が行う補助制度による補助金又はこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要した経費のうち省エネ家電の購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、当該省エネ家電の配送費用及び設置費用並びに廃棄する電気冷蔵庫又はエアコンディショナーの処分費用を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者が経営する店舗から購入した場合 補助対象経費（購入に際して店舗のポイント、商品券及びギフト券その他これに類する物を使用した場合にあっては、補助対象経費からこれらの相当額を差し引いた額。次号において同じ。）に2分の1を乗じて得た額に1万円を加算して得た額又は8万円のいずれか低い額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は7万円のいずれか低い額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年2月27日までに令和7年度ひたちなか市省エネ家電導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 市税等調査同意書（様式第2号）

(2) 購入した省エネ家電の領収書その他補助対象経費を支出したことを確認することができる書類

(3) 購入した省エネ家電の製造者が発行した保証書の写し

(4) 購入した省エネ家電が住宅において設置されていること及び当該省エネ家電の型番を確認することができる写真

(5) 廃棄した電気冷蔵庫又はエアコンディショナーの特定家庭用機器廃棄物管理票（特定家庭用機器再商品化法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、省エネ家電1台ごとに行うものとし、1世帯につき同種の家電の申請については1回限りとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするときは、令和7年度ひたちなか市省エネ家電導入促進事業補助金交付請求書(様式第3号)に振込先口座を確認することができる書類の写しを添付して、これを市長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者がいるときは、当該交付決定者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。